集会所イベント情報　※詳細はHPをご覧ください。

●京町地区集会所　●

4/25(土)

●いまいし こども食堂＆地域食堂●

〇高校生以下：無料　大人：２００円　〇時間：11：30～14：00頃まで

●北友田３丁目地区集会所●

4/17（金）

北三ワークショップ

●メディカルフットセラピー●

◇時　間 ： 19：00～20：30
◇講　師 ： ヨガインストラクター　桜木 恭子さん
◇定　員 ： １０名程度　◇参加費 ： ５００円



●集会所とは・・・●

集会所は『地域社会の福祉の向上と人権啓発を主眼とし、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う』という、とても重要な役割が示されています。（※全国的には「隣保館」という名称が多いようです。）

＜人権啓発＞

隣保館は戦前から存在していましたが、１９６９年の「同和対策事業特別措置法」の施行を受け、各地で建設・整備が急速に進みました。このような背景から、隣保館（＝集会所）は部落差別問題の解決を始めとした、各種人権問題に係る啓発事業に取り組んでいます。

＜福祉事業＞

隣保館は地域社会に密着した地域福祉施設として、地域住民の生活課題に応じた調査・研究をはじめ、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、さらには交流促進事業など多岐にわたる事業の取り組みをすすめています。

集会所では、月１回の広報紙の発行、小中学生を対象とした育成事業、生きがいサロンや週一通いの場等の高齢者支援、交流促進事業の活性・充実化を図る各種講座の実施が主な事業となっています。集会所の存在のアピールと住民交流を図り、市民全体の人権意識の高揚につながる取り組みを展開しています。



北友田３丁目地区集会所

■〒877-0078
　日田市北友田3丁目2531-39
■TEL/FAX　0973-23-6920
■Mail:kitasan@city.hita.lg.jp



京町地区集会所(むくの木センター)

■〒877-0051
　日田市京町51-5
■TEL/FAX　0973-23-4620
■Mail:takase@cyber.ocn.ne.jp

集　会　所　だ　よ　り

HAPPINESS

ハ　ピ　ネ　ス

令和8年4月発行

4月号

vol：13



今月号は

- 手話を通じて学ぶ
- 第5回北3人権講座
- 子どもたちとの交流活動

●「伝えよう・理解しよう」～手話を通じて学ぶ～

「みんなで楽しく手話を学び交流する」ことを目的とした交流会を開催。手話サークル「あさぎり」のみなさんを講師としてお招きし、未来創生塾のこどもたちと手をつなぐ育成会の方々との交流が図られました。

交流会の内容

・手話クイズ（お題を表している手話はどっちですか？）
・ジェスチャーを使った伝言ゲーム
・自分の名前を手話で表現
・手話で合唱「小さな世界」、「虹」

簡単な手話を学ぶことは手話を覚えるきっかけづくりになり、言葉の大切さや理解しようとする意識が重要であることを学びました。手話を覚えるのは簡単なことではありませんが、参加された方は笑顔で有意義な時間を過ごしました。





交流会ではジェスチャーを用いて相手へ伝える場面がありました。日常の会話の中でジェスチャーを用いることは多々あります。何気なくジェスチャーを用いてますが、このジェスチャーは相手への配慮を表す気持ちが含まれています。

言葉・手話・ジェスチャーなど表現方法はさまざまありますが最も重要なことは・・・

「伝えよう・理解しよう」とする気持ちが大切であること



①話す側
「聞く側がわかりやすいように伝える」
②聞く側
「話す側が何を伝えようとしているのかを理解する」
といった相互配慮が重要です。

HAPPINESS ハピネス 4月号

●歴史から紐解く部落差別問題　～第5回北三人権講座～

部落差別問題の起源は？と聞かれると「江戸時代」と答えるのではないでしょうか。以前の教科書にはそうした記述がありましたが、研究が進み現在ではその記述も変化しています。部落差別問題に関わらず、研究が進むことによって新たな事実が判明します。

3月に開催した北三人権講座は「歴史」に焦点をあて、部落差別問題とその解消について学習を深めました。

【部落差別問題を歴史で紐解くポイント】

①江戸幕府と士農工商
ピラミッド構造における最下位に部落民が位置付けされたという誤認＝優劣関係の構築

②解放令と壬申戸籍
解放令で身分と職業は平等とされたが、本当に「平等」になった？

③同和対策審議会答申
日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的文書

④部落差別解消推進法の成立
2016年成立・施行「部落差別」という文言が初めて記された法律

⑤「情報流通プラットフォーム対処法（通称）」が成立
大規模SNS事業者に投稿削除の対応が義務化され最大1億円の罰金が科すことができるなどを規定した法律が2025年施行。迅速な対応などが期待されるも法解釈などに懸念が残る。

⑥差別されない権利の確立
川崎市の出版社が「全国部落差別調査復刻版」の発売をネット上で発表したことに対し出版差止を求めた訴訟。東京高裁で初めて「差別されない」権利が認められ、2024年に は最高裁が上告を棄却し高裁判決が確定。判決は憲法13・14条に謳われた権利に由来。

江戸時代までは、身分や職業が固定化・差別化されるのが当たり前の社会でしたが、明治時代以降は「差別をなくす」社会へと変化していきました。しかし、未だに差別はなくなっておらず、インターネットの普及によりネット上での差別や誹謗中傷は後を絶ちません。立法・行政・司法の面での取り組みも重要ですが、「肝心なのは一人ひとりが『差別は無くすもの、無くせるもの』という気持ちを持つこと。そして自分と未来は変えることができると思うこと」という表現で、講師（一法師先生）は講座を結びました。

●思い出いっぱい　～園児との交流会～

令和７年度末で休園した光岡こども園。3月中旬、園児と生きがいサロンの皆さんで交流会を開催しました。会では日田市職員の矢野さんがジャグリングを披露。会場からは技が決まるたびに歓声や大きな拍手が寄せられました。サロンの皆さんからは園児に花束、矢野さんにはお手玉がプレゼントされ、園児からはサロンの皆さんと矢野さんに手作りのメダルがプレゼントされました。

これまで北三集会所はさまざまな形で光岡こども園と交流を重ねてきたことから寂しさも募りますが、４月からは放課後児童クラブが休園中の園舎を活用することが決まっています。







